**はじめに**

　平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により６，４００余名の尊い犠牲者と約２４万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、地震による直接的な死者数は５，５０２人で、さらにこの約９割の４，８３１人が住宅・建築物の倒壊等によるものでありました。この倒壊した住宅からの出火、延焼によって被害が拡大しただけでなく、倒壊した住宅や建築物が道路をふさいだことが効率的な救助、消火活動の妨げとなり、いっそう被害を拡大させました。

　このため国は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、耐震改修促進法という。)」を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

　そして、平成１４年に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯等４断層の評価」が発表され、当市に影響を及ぼすと考えられる山形盆地断層帯全体が活動した場合は、阪神淡路大震災を上回るマグニチュード７．８の地震規模となり、また同断層帯北部による地震が今後３０年以内に０．００２～８％の確率で発生する可能性が示されました。県ではこの評価を始めとする県内４断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施してきています。

　しかしながら近年、平成１５年７月の宮城県北部連続地震、平成１６年１０月の新潟県中越地震、平成１７年３月の福岡県西方沖地震、そして平成２３年３月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者２万人以上、全壊１２万棟以上、半壊２７万棟以上の大災害も発生しています。

　こうした状況下において、国は、耐震改修を急速に促進させるため、平成２５年１１月に耐震改修促進法を改正し、県でも、県内の住宅・建築物の耐震化を促進させるため、平成２８年２月に「山形県建築物耐震改修促進計画」を改定しました。

本市においても、当該法律改正や県の耐震改修促進計画を踏まえ、今後の大地震に対する備えとして、昭和５６年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「尾花沢市建築物耐震改修促進計画」を改正し、市民の安全・安心の確保に努めることとします。

**１　目的**

　「尾花沢市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、市民の生命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上策として、国・県と市等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的・計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

**２　計画の位置づけ**

　「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第１２３号、以下「耐震改修促進法」という。）第６条第１項に基づき策定する本計画は、「尾花沢市地域防災計画」を上位計画とし、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

◎　耐震改修促進計画の位置づけ

（法律）災害対策基本法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律

（国）防災基本計画

　　　 建築基準法

（県）山形県地域防災計画（震災対策編）

　　　　山形県建築物耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）

　　　　山形県公共施設等耐震化基本指針

（市）尾花沢市地域防災計画、尾花沢市建築物耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律

建築基準法

**国**

山形県公共施設等耐震化基本計画

山形県

地域防災計画

山形県建築物耐震改修促進計画

**県**

尾花沢市建築物耐震改修促進計画

尾花沢市

地域防災計画

**市**

**３　計画の期間及び対象建築物**

**（１）計画の期間**

本促進計画の目標年次を令和１２年度とし、計画期間を１０年間（令和３年度から令和１２年度）とする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

**（２）対象建築物**

　　　対象建築物は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における新耐震基準（昭和５６年６月１日施行）より以前に建てられた住宅、耐震改修促進法第６条に定める特定建築物(注)、「尾花沢市地域防災計画」に定める防災活動拠点や避難施設等の防災上重要な施設及び広く住民が利用する施設の市有建築物とする。

　　　（注）尾花沢市における特定建築物は、市有建築物のうちの１４施設(資料：市有建築物一覧参照) が該当し、民間建築物では該当がない。

**４　建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標**

**（１）想定される地震の規模・想定される被害の状況**

　　　山形県には庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、山形盆地断層帯及び長井盆地西縁断層帯の４つの主要な断層帯が存在しており、マグニチュード７．８程度の地震が発生する可能性が指摘されている。（表－１）

　　　本市は山形盆地断層帯の北部に位置し、今後３０年以内にマグニチュード７．８程度の地震が発生する確率は１～８％と指摘されている。

　（表－１）●想定地震の長期評価

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 断層名 | 最大規定地震の規模 | 位置 | 断層の長さ | 発生確率 | 公表年月 |
| 30年以内 | 100年以内 |
| 庄内平野東縁断層帯 | M7.5程度  | 遊佐町～旧藤島町 | 約38㎞ | 0～6％ | 0～20％ | 平成21年10月 |
| 新庄盆地断層帯 | M6.9～7.1程度 | （東部）新庄市～舟形町（西武）鮭川村～大蔵村 | 約22㎞約17㎞ | 0.6～5％以下 | 2～20％ | 平成23年5月 |
| 山形盆地断層帯 | M7.8程度 | 大石田町～上山市 | 約60㎞ | ほぼ1～8％ | ほぼ4～20％ | 平成19年8月 |
| 長井盆地西縁断層帯 | M7.7程度 | 朝日町～米沢市 | 約51㎞ | 0.02％以下 | 0.1％以下 | 平成17年2月 |

（県総合防災資料より）

（表－２）●県内断層帯の被害想定調査結果

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 庄内平野東縁断層帯 | 新庄盆地断層帯 | 山形盆地断層帯 | 長井盆地西縁断層帯 |
| （公表年月） | 平成18年6月 | 平成10年3月 | 平成14年12月 | 平成18年6月 |
| 想定マグニチュード | Ｍ７.５ | Ｍ７.０ | Ｍ７.８ | Ｍ７.７ |
| 建物全壊 | １０,７８１棟 | １,２９５棟 | ３４,７９２棟 | ２２,４７５棟 |
| 建物半壊 | ２３,６１８棟 | ５,３４２棟 | ５４,３９７棟 | ５０,９２６棟 |
| 死者 | ９１５人 | １１０人 | ２,１１４人 | １,７０６人 |
| 負傷者 | ９,６９４人 | ２,５８５人 | ２１,８８７人 | １６,４０５人 |
| 避難者 | ４１,０４４人 | ７,７７６人 | ９４,６８８人 | ７８,８４９人 |

※発生時期は冬期の早朝を想定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（県総合防災資料より）

地震が発生した場合、特に冬期の早朝に大きな被害が出ると予想されている。尾花沢市地域防災計画における被害想定は以下のとおりである。（表－３）

（表－３）●当市における人的被害及び建物被害の予想

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 災害発生ケース |
| 冬期夕方 | 冬期早朝 | 夏期昼間 |
| 人的被害 | 死者 | ５１人（0.21%） | ６２人（0.26%） | ３７人（0.15%） |
| 負傷者 | ６４２人（2.66%） | ７２６人（3.04%） | ５１７人（2.15%） |
| 避難所生活者 | ２４４８人（10.19%） | ２４３５人（10.16%） | ２００３人（8.31%） |
| 建物被害 | 全壊 | ９３６棟（8.0%） | ９３６棟（8.0%） | ７２４棟（7.0%） |
| 半壊 | １４９９棟（14.0%） | １４９９棟（14.0%） | １３２０棟（12.0%） |
| 出火 | １０件 | ４件 | １件 |
| 建物焼失 | 14棟（0.13%） | ５棟（0.05%） | １棟（0.01%） |
| (建物被害羅災者数) | (５４３５人・22.27%) | (５３２６人・22.18%) | (４４８８人・18.62%) |

（尾花沢市地域防災計画より）

**（２）耐震化の現状**

**①　住宅**

　平成３０年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数は４，７７０戸で、うち、現行の耐震基準が適用された昭和５６年６月以降に建築された住宅が２，３３２戸と全体の４８．９％を占めている。

　構造別では、木造戸建住宅が４，５１０戸で全体の９４．５％を占め、その中でも昭和５６年５月までに建築された木造住宅は２，３５０戸と木造住宅の５２．１％を占めている。これらの住宅のうち、耐震診断により耐震性があると見込まれる割合を山形県の耐震化率の３７．４％とすると約９４０戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる木造戸建住宅は、昭和５６年６月以降に建築された２，１６０戸と合わせて３，１００戸となり、耐震化率は６８．７％と見込まれる。

　非木造の住宅総数は２６０戸で、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和５６年６月以降建築された１７２戸と、昭和５５年以前に建築された８８戸のうちの耐震診断により耐震性があると見込まれる国の推定値７６％を乗じた約７０戸を合わせると２４２戸が耐震性ありと推定されることから、耐震化率は９３．０％と見込まれる。

　したがって、耐震性を満たすと考えられる住宅は、木造戸建住宅３，１００戸と非木造住宅２４２戸を合わせて３，３４２戸となり、耐震化率は７０．０％と推定される。なお、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による部分改修を含む場合、３，４０２戸となり、耐震化と合わせた減災対策率は、７１．３％と推定される。



（表－４）●尾花沢市における住宅の耐震化率の推計

**②　市有建築物**

　市有施設には、多くの防災活動拠点や多くの住民が利用する重要な施設等があり、施設総数は、４３施設７２棟である。

その内、昭和５６年５月以前に建築された市有施設は１９棟で全体の２６．４％を占め、その耐震診断実施率は８４．２％と低い状況であり、市有建築物全体の耐震化率は９３．１％となっている。

（表－５）●尾花沢市有施設の耐震化の状況（令和３年３月３１日現在）

(単位：棟)



(市建設課調べ)

**（３）　耐震改修などの目標設定**

**①　住宅**

　尾花沢市の住宅・建築物の耐震化は想定されている地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本方針及び県促進計画による耐震化率目標と同じとする。

　ⅰ）住宅の令和１２年度における耐震化率~~を~~次のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　**（実績）平成３０年度** | **（目標）令和１２年度** |
| **７０．０％** | **９０．０％** |

　ⅱ）住宅全体の耐震化が難しい世帯に対しては、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による減災対策を進め、上記ⅰ）の耐震化と合わせた減災対策率を次のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| **（実績）平成３０年度** | **（目標）令和１２年度** |
| **７１．３％** | **９５．０％** |

**②　市有建築物**

　市有施設は、日常的に市民が安心して利用でき、災害時においては、防災上重要な拠点及び避難施設として機能する必要がある。したがって、改築及び解体計画があるものを除き計画的に耐震診断を実施し、財政状況を勘案しながら耐震化を進め、令和１２年度末における耐震化率を次のとおり定める。

　また、市有施設で耐震診断及び耐震改修等を実施した場合は、その公表に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| **（実績）令和２年度** | **（目標）令和１２年度** |
| **９３．１　％** | **９５．０％** |

**５　建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策**

**（１）基本的な取組み方針**

　　住宅・建築物の耐震化については、所有者等自らが、自己及び地域の問題として耐震化に努めることを基本とし、市は、県と連携しながら、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修に取り組み易いよう環境の整備や必要な支援施策を講じる。なお、アクションプログラムに基づき普及啓発の取り組みを実施する。

**（２）耐震診断及び改修の促進を図る支援策**

　　市は、住宅・建築物耐震化の促進を図るため、所有者等に対し耐震診断及び耐震改修の重要性と必要性の啓発・普及に積極的に取り組むとともに、国及び県補助制度等を活用しながら、県と連携しつつ耐震改修に向けた支援策を講じるなど円滑な耐震化事業の促進に努める。

　　具体的な支援策として、次の制度活用の推進を図る。

1. 社会資本整備総合交付金事業
2. 山形県住宅リフォーム総合支援事業
3. 山形の家づくり利子補給事業
4. 高齢者減災アドバイス、出前耐震相談事業
5. 耐震説明会実施事業
6. 尾花沢市住宅リフォーム支援事業
7. 尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業
8. 尾花沢市木造住宅耐震改修工事補助事業
9. 尾花沢市危険ブロック塀等除却支援事業

**（３）安心して耐震改修を行うことができる環境の整備**

　　　市民が安心して耐震診断や改修の相談、依頼ができるよう、県と連携し建築士等を対象にした耐震診断等の技術講習を行うと共に、受講者を「尾花沢市木造住宅耐震診断士」として登録し、市民が閲覧できるよう整備する。

　　　また、県が各総合支庁に耐震相談窓口を設置していることに合わせ、市においても耐震相談窓口を設置し、耐震化や専門家等の情報提供を行う。

**（４）地震時の総合的な安全対策**

①事前の対策

* 広報誌やホームページを活用して建築物の耐震化の必要性や地震防災意識の啓発を行い、耐震診断・耐震改修へ誘導する。
* 住宅・建築物の耐震化と合わせて、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、エレベーターの閉じ込め等による被害を防止するため、所有者に被害防止対策等の指導、啓発を行う。
* 地震により大規模な建物被害を受けた場合、被災建築物応急危険度判定要否の決定及び判定業務を円滑かつ的確に実施するため、「被災建築物応急危険度判定震前判定計画」を策定する。
* 危険ブロック塀の解消を促進するため、助成制度活用し安全確保の指導をしていく。なお、尾花沢市危険ブロック塀等除却支援事業の対象となる避難路は以下の道路とする。

①　国道13号線、国道347号線

②　一般県道(鶴子尾花沢線、銀山温泉線、芦沢停車場実栗屋線、新庄長沢尾花沢　線、荻袋正厳線、荻袋大浦線、尾花沢大石田線、東根尾花沢線)、主要地方道(尾花沢関山線、尾花沢最上線)

③　市道

④　建築基準法第４２条に定める道路

⑤　上記①～④のほか、住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る道

　　②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が大規模な被害を受け、被災建築物等の応急判定が必要な場合は、県等の協力を得ながら、「被災建築物応急危険度判定震前判定計画」に基づき判定実施本部を設置し、応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受入など必要な措置を講じる。

**（５）地震時の通行を確保する道路**

　　地震時に建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないように、次の道路を地震時に通行を確保すべき道路と位置付けると共に、これらの道路に面し倒壊の恐れのある建築物の所有者は、その建築物の耐震化に努めるものとする。

①　緊急輸送道路

　　「山形県地域防災計画」（震災対策編）並びに「尾花沢市地域防災計画」により緊急輸送道路として指定された道路で、災害発生時において、避難・救助をはじめ物資の輸送や諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで必要な道路となり、沿道の建築物の耐震化が必要な道路をいう。

②　避難所に通ずる避難道路

　　「尾花沢市地域防災計画」で指定する地域の避難所等に通ずる主たる道路で、沿道の建築物の耐震化が必要な道路をいう。

**（６）優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定**

市は、次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、重要度、建築年次等の諸条件を勘案し順次耐震診断を行いながら早期に耐震化を図るよう努める。

・地震災害発生時の防災活動拠点及び避難施設となる建築物

・児童生徒、要援護者が日常的に生活する建築物

・緊急輸送・避難道路沿いの建築物

・昭和５６年以前の在来軸組工法の戸建て木造住宅

**６　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及**

**（１）地震ハザードマップの作成・公表**

　　地震の規模や地震による被害予想を住民に伝えることによって耐震化への意識を啓発することが重要であるため、県が作成した「山形盆地断層帯地震の想定震度分布図」をもとに地震ハザードマップを作成、公表するとともに必要に応じて見直し、地震による危険性の周知に努める。

**（２）相談体制の整備・充実**

　　市の耐震相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、専門機構の相談窓口を紹介する。

**（３）パンフレット等の作成とその活用**

　　広く市民に対して耐震化への意識向上を図るためにパンフレット等を作成し、また、国や県及び関係機関が作成したパンフレット等を活用しながら、各公共施設の窓口等への掲示や広報誌、市ホームページ等により、市民への耐震化に関する周知を図る。

**（４）家具転倒防止策**

　　地震時における家具の転倒防止策について、パンフレットなどを活用して市民に対策方法を紹介し、自らできる地震対策への取り組みについて普及啓発を図る。

**（５）各地区自治会等との連携**

　　各地区自治会及び自主防災組織との連携を強化し、各地区公民館等で県と協力して耐震化の必要性を説く耐震説明会及び耐震相談会を実施することにより、地域全体の課題として建築物等の耐震化を図る。

**７　その他関連施策の推進**

**（１）山形県住宅・建築物地震対策推進協議会**

　　（社）山形県建築士会をはじめとする建築関係団体等と山形県及び35市町村で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」が平成19年1月に設立され、当市も協議会の一員として関係機関と連携し、耐震化の推進を図る。

**（２）その他**

高齢者世帯の住宅については、応急対応として寝室又は居間のシェルターによる補強や、耐震ベッド・耐震テーブル等の設置が家具の転倒防止や天井落下等の危険から身を守るといった減災対策も有効であることから促進を図っていく。